

資料提供

令和4年6月16日
課名 建設産業課
担当者名 重政
電話 082-513-3821
(内線3820)

指名除外・下請制限報告書

措置要件	公衆損害及び工事関係者事故		
措置対象者	商号・名称	}	
	代表者氏名		
	住所・所在地		別紙のとおり2者
	建設業許可番号		
指名除外・下請制限期間	}		
【事実の概要】 令和4年2月17日、東部建設事務所三原支所発注の「一般国道 317号 道路災害防除工事（尾道大橋 橋梁補修工）」において、安全管理が不適切であったため、一次下請け作業者が高所作業車のアウトリガーと防護柵に挟まれ、骨盤骨折等により約2か月間の休業加療を要すると診断された。			
【措置理由】 上記のとおり			
【指名除外等措置適用条項】 建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）別表第8号（3）			
【下請制限措置適用条項】 県発注工事における下請負の制限基準（平成14年4月1日制定）第2項			

(別紙)

指名除外等措置対象建設業者及び期間

	措置	商号又は名称	建設業 許可番号	住所又は所在地	代表者	指名除外等 開始日	指名除外等 終了日	期間	備考
1	指名除外	株式会社マシノ	国土交通大臣 第21263号	広島県広島市西区庚 午中1-19-23	増野 裕人	令和4年6月16日	令和4年7月15日	1か月	元請
2	下請制限	神鋼鋼線工業株式会社	国土交通大臣 第25838号	兵庫県尼崎市中浜町 10-1	河瀬 昌博	令和4年6月16日	令和4年7月15日	1か月	一次下請